

# 国際宇宙大学日本卒業生会奨学規程

## 目 次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 奨学生の採用及び奨学金の交付（第5条－第13条）
- 第3章 奨学金の返還（第14条－第23条）
- 第4章 奨学金の返還免除（第24条・第25条）
- 第5章 補則（第26条）

## 第1章 総則

### 第1条（奨学金及び奨学生）

1. 国際宇宙大学日本卒業生会（以下「本会」という。）は、国際宇宙大学（以下「ISU」という。）で修学する予定の優れた学生及び社会人であって、経済的理由により修学に困難があるものに対して学資を貸与する。
2. 本会が貸与する学資を奨学金、奨学金を受ける者を奨学生という。

### 第2条（奨学生の資格）

本会の奨学生となる者は、ISU に修学予定の優れた学生及び社会人であって、経済的理由により就学に困難があるものと認められた成年者とする。

### 第3条（奨学生の義務）

1. 本会の奨学生となる者は、奨学金を奨学生指定の預貯金口座等への振込によって受給しなければならない。
2. 本会の奨学生となる者は返還金の振込等において、預貯金口座による自動引落し、または本会銀行口座への直接振込を行わなければならない。なお、この際に発生する振込手数料等は全て奨学生の負担とする。
3. 本会の奨学生となる者は ISU 卒業後、速やかに成果報告書を提出するとともに、本会の刊行誌やホームページ等に掲載する ISU 体験談等を執筆すること。
4. 本会の奨学生となる者は ISU 卒業後、相互同意の下、状況に応じ本会の活動及び本制度の運営を支援することが望ましい。

### 第4条（奨学金の貸与）

奨学金は、ISU で修学することが決定した学生及び社会人であって経済的理由により修学に困難があるもののうち、本会の奨学生選考委員会の選考を経て選拔され、本会が認定した者に対して貸与する。

## 第2章 奨学生の採用および奨学金の交付

### 第5条（奨学生願書および必要書類の提出）

1. 奨学生志望者は、連帯保証人と連署の上、本会宛ての奨学生願書を提出しなければならない。
2. 奨学生志願者は、上記奨学生願書の他、本会の指定する次の必要書類を提出しなければならない。
  - (1) ISU に提出した出願書類一式の写し  
(Essay 等の添付資料を含む、ただし、封印されている推薦状についてはコピーする必要はない。)
  - (2) 履歴書（日本語、3 x 4 cm の写真付）
  - (3) 推薦状（指導教官もしくは職場の上司が望ましい）
  - (4) 上記(1)に含まれる英語能力の証明書以外に、英語能力を評価するテストのスコアや、学術研究活動を示す論文、記事など、自己を PR する書類等。（ただし論文、記事等の場合は最大3篇以内に限る。）
3. 連帯保証人は父母兄弟又はこれに代わる者でなければならない。

### 第6条（奨学生の採用）

1. 奨学生の採用は、本会の奨学生選考委員会の選考を経て本会がこれを決定する。
2. 奨学生の採用を決定したときは、速やかに本会から本人に通知する。

### 第7条（奨学金の貸与期間）

奨学金の貸与期間は、奨学生に採用したときからその者が ISU に在学する最短修業年限の終期までとする。

### 第8条（奨学金の交付）

奨学金は無利子貸与で奨学生一人当たり100万円とし、ISU カリキュラム開始日から起算して30日前までに奨学生の指定する預金口座等に一括振り込みをし、その日を奨学金の貸与日とする。なお、この時の振込手数料は本会が負担する。

### 第9条（奨学金の異動届出）

奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに本会へ届け出なければならない。

- (1) 休学又は退学したとき。

- (2) 停学その他の処分を受けたとき。(3)に続く
- (3) 連帯保証人を変更したとき。
- (4) 本人又は連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。

#### **第10条 (退学による奨学金の取り扱い)**

奨学生がISUを退学した時は、奨学金を辞退したものとみなす。

#### **第11条 (奨学金の廃止)**

奨学生が次の各号の一に該当すると認められる場合は、ISU等の意見を徴して奨学金の交付を廃止することがある。

- (1) 傷病などのために修学の見込みがないとき。
- (2) 学業成績又は性行が不良となったとき。
- (3) 奨学金を必要としなくなったとき。
- (4) 奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないとき。
- (5) ISUで処分を受け学籍を失ったとき。
- (6) 奨学生願書に記入すべき事項を故意に記入せず、又は虚偽の記入をしたことにより奨学生となったことが判明したとき。
- (7) その他第2条に規定する奨学生としての資格を失ったとき。

#### **第12条 (奨学金の辞退)**

奨学生は、奨学生採用の通知を受けた時からISUカリキュラム開始日の30日前迄であれば、いつでも奨学金の辞退を申し出ることかできる。

#### **第13条 (奨学金借用証書の提出)**

1. 奨学生が次の各号の一に該当する場合は、貸与を受けた奨学金の全額について、連帯保証人、保証人と連署の上、奨学金借用証書を直ちに本会へ提出しなければならない。

- (1) 卒業又は奨学金貸与期間が満了したとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 奨学金の交付を廃止されたとき。
- (4) 奨学金を辞退したとき。

2. 前項の保証人は、独立の生計を営む者であって、いつでも本人と連絡できるものでなければならない。

### **第3章 奨学金の返還**

#### **第14条 (奨学金の返還)**

- 1. 奨学生が前条第1項各号の一に該当するときには、貸与日から起算して24月を経過した後5年以内に奨学金を返還するものとし、その返還は、年賦、半年賦、月賦又はその他1年以内の割賦の方法によらなければならない。
- 2. 奨学生であった者(奨学金の貸与を受け、その奨学金を返還する義務を有する者をいう。以下同じ。)が、支払能力があるにも関わらず割賦金の返還を著しく怠ったと認められるときは、前項の規程に関わらず、その者に対して請求し、本会の指定する日までに返還未済額の全部を返還させるものとする。
- 3. 奨学金の割賦金の額は、特別の事由がある場合を除くほか、年額にして20万円を下ってはならない。
- 4. 割賦金(利息を除く)に端数が生じたときは最終年で調整するものとする。

#### **第15条 (繰上返還)**

奨学金は奨学金貸与日以降いつでも繰上返還できる。ただし繰上返還を行う際は必ず本会にその旨を連絡しなければならない。

#### **第16条 (奨学金の返還猶予)**

- 1. 奨学生であった者が次の各号の一に該当する場合は、願い出により奨学金の返還を猶予することがある。
  - (1) 災害又は傷病によって返還が困難になったとき。
  - (2) 生活保護法による生活保護を受けているとき。
  - (3) その他真にやむを得ない事由によって返還が著しく困難となったとき。
- 2. 返還猶予の期間は、前項第2号に該当するときはその事由の継続中とする。その他の各号の一に該当するときは1年以内とし、更にその事由が継続するときは、願い出により重ねて1年ずつ延長することができる。

#### **第17条 (返還猶予の願出)**

- 1. 学金の返還猶予を受けようとする者は、その事由を明記した奨学金返還猶予願を提出しなければならない。
- 2. 前項により返還を猶予する場合又は返還猶予期間中、特に必要があると認めるときは、その事由を証することのできる書類を提出させるものとする。

#### **第18条 (返還猶予の決定)**

前条の願い出があったときは本会がこれを審査決定し、その結果を本人に通知する。

#### **第19条 (延滞金)**

1. 奨学生であった者が割賦金の返還を延滞したときは、延滞金を徴するものとする。
2. 前項に規定する延滞金の額は、奨学金にあってはその延滞している割賦金の額に延滞した期間が6月を超えることに6月について5パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。ただし、奨学生であった者が割賦金の返還を延滞したことにつき災害、傷病その他真にやむを得ない事由があると認められるときは、その延滞金を減免することがある。

#### **第20条（返還の強制）**

1. 奨学生であった者又はその連帯保証人若しくは保証人（以下「奨学生であった者等」という。）が、割賦金の返還を著しく延滞したときは、民事訴訟法（明治23年法律第29号）第5編及び民事執行法（昭和54年法律第4号）その他強制執行の手續に関する法令に定める手續を行うものとする。
2. 奨学生であった者等が返還未済額の全部の返還（第14条第2項の規定による奨学金返還未済額の全部の返還をいう。以下同じ。）の請求を受けても本会の指定した日までに返還未済額の全部の返還を行わないときは、前条の規定を準用する。
3. 奨学生であった者等が本会の指定した日までに返還未済額の全部の返還を行わないときは、その延滞している返還未済額の全部の額につき延滞金を徴するものとする。この場合においては、前条の規定を準用する。

#### **第21条（返還金の充当）**

1. 奨学生であった者等から返還金の支払いがあったときは、当該返還金を次の各号に定めるところにより割賦金に充当するものとする。
  - (1) 返還期日の到来する割賦金及び返還期日の到来していない割賦金がある時は、返還期日の到来した割賦金から充当する。
  - (2) 返還期日の到来した割賦金については返還期日の早く到来したものから、返還期日の到来していない割賦金については返還期日の早く到来することとなるものから充当する。
  - (3) 返還期日の同じ割賦金については、先に貸与を受けた奨学金に係る割賦金から充当する。
2. 奨学生であった者等から割賦金のほかに延滞金及び、督促費用を徴する必要がある場合においてその者から支払われた額がこれらの合計額に満たないときは、督促費用、延滞金、割賦金の順に充当する。

#### **第22条（奨学生であった者の届出）**

1. 奨学生であった者は、奨学金返還完了前に氏名、住所、職業その他重要な事項に変更があったときは、直ちに本会へ届け出なければならない。
2. 奨学生であった者は、その連帯保証人若しくは保証人を変更したとき、又はそれらの氏名、住所その他重要な事項に変更があったときは、直ちに本会へ届け出なければならない。

#### **第23条（死亡の届出）**

1. 奨学生が死亡したときは、相続人又は連帯保証人は、直ちに異動届を提出しなければならない。
2. 奨学生であった者が奨学金返還完了前に死亡したときは、相続人又は連帯保証人は直ちに死亡届を提出しなければならない。
3. 第1項の異動届を提出する場合は第13条の規定に準じ、奨学金借用証書及び住所原票を併せて提出しなければならない。

#### **第4章 奨学金の返還免除**

##### **第24条（死亡または心身障害による返還免除）**

1. 奨学生又は奨学生であった者が死亡し、又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失し、その奨学金を返還することができなくなったときは、その奨学金の返還未済額の全部又は一部の返還を免除することがある。
2. 奨学生又は奨学生であった者が精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有し、その奨学金を返還することができなくなったときは、その奨学金の返還未済額の全部又は一部の返還を免除することがある。
3. 前項により奨学金の返還免除を受けようとするときは、本人又は相続人は、連帯保証人との連署による奨学金返還免除願に、それぞれ次の各号の書類を添えて本会に提出しなければならない。

- (1) 死亡によるときは戸籍抄本
- (2) 心身障害によるときは次の書類
  - イ その事実及び程度を証する医師又は歯科医師の診断書
  - ロ 返還できなくなった事情を証する書類

##### **第25条（返還免除の決定）**

前条の願い出があったときは本会がこれを審査決定し、その結果を本人、相続人又は連帯保証人に通知する。

#### **第5章 補則**

##### **第26条（実施細目）**

本規程の実施について定めのない事項、または本規程の各条項の解釈に疑義を生じた事項については、奨学生または奨学生であった者等と、本会の間で誠意をもって協議の上で決定する。

2003年11月17日作成

2003年11月17日施行

以上

(様式1) ※は必須記入項目です.

**国際宇宙大学日本卒業生奨学会 奨学願書**

※平成 年 月 日

国際宇宙大学日本卒業会会長 殿

[志願者]

※氏名 (フリガナ) : \_\_\_\_\_ (印) \_\_\_\_\_

※住所 (フリガナ) : 〒 \_\_\_\_\_

※連絡先 TEL : \_\_\_\_\_

連絡先 FAX: \_\_\_\_\_ e-mail アドレス: \_\_\_\_\_

この度、貴会の奨学規程を理解の上で、貴会の奨学生として応募したく、別添必要書類を添えてお願い致します。  
奨学生として採用された場合には、貴会の奨学規程を守り、奨学生としての責務を果たし、かつ貸与終了後は貴会の規程に従い奨学金の返還義務を誠実に履行することを誓約致します。

[連帯保証人]

※氏名 (フリガナ) : \_\_\_\_\_ (印) 本人との続柄: \_\_\_\_\_

※住所 (フリガナ) : 〒 \_\_\_\_\_

※連絡先 TEL : \_\_\_\_\_

連絡先 FAX: \_\_\_\_\_ e-mail アドレス: \_\_\_\_\_

- (注) 連帯保証人は、上記志願者が奨学生となった場合、上記志願者と連帯で返還の責任を負います。  
連帯保証人は原則として父母、いない場合は兄弟として下さい。ただし、事情によってはこれに代わる人（おじ・おばなど）として下さい。なお配偶者はさけて下さい。  
(注) 必要事項等の連絡は原則として e-mail を利用しますので、なるべく e-mail アドレスを記入して下さい。

下記の必要書類を添付して提出致します。

1. ●
2. ●
3. ●
4. ●
5. ●
6. ●

-----  
以下、会記入欄

(様式2) ※は必須記入項目です。

国際宇宙大学日本卒業生奨学会 奨学金借用証書

借用金額

百	十	万	千	百	十	円
1	0	0	0	0	0	0

貴会奨学生として上記金額を借用致しました。  
ついては貴会の奨学規程その他の規定を守り、滞りなく返還致します。

※平成 年 月 日

国際宇宙大学日本卒業会会長 殿

[奨学生本人] ※現住所： \_\_\_\_\_

※奨学生番号： \_\_\_\_\_ 氏名： \_\_\_\_\_ (印)

[連帯保証人] ※現住所： \_\_\_\_\_

※氏名： \_\_\_\_\_ (印)

[保証人] ※現住所： \_\_\_\_\_

※氏名： \_\_\_\_\_ (印)

- (注) ・借用証書面は必ず各自で署名、押印をすること。  
・記入はペンまたはボールペンを使用し、印鑑は必ず各自のものを使用して朱肉で鮮明に押すこと。ゴム等押し方により変形する材質のスタンプ印は使用しないこと。  
・借用証書面の訂正は定規で2本線を引き、その上部に書き直し、2本線の上には借用証書に使用した印鑑を押すこと。金額の数字を一字だけ訂正したり、インク消しで消したり、ナイフで削ったりしないこと。  
・連帯保証人は、奨学生本人と連帯で返還の責任を負います。連帯保証人は原則として父母、いない場合は兄弟として下さい。ただし、事情によってはこれに代わる人(おじ・おばなど)として下さい。なお配偶者はさけて下さい。  
・保証人は、奨学生本人や連帯保証人の住所がわからなくなった時、又は奨学生本人が返還しなかったときに、奨学生本人又は連帯保証人に代わって返還する人です。  
・保証人は連帯保証人と別生計の人とし、返還期間を考慮して高齢者は避けて下さい。また未成年者や学生を保証人とすることはできません。

以下、会記入欄

(様式3) ※は必須記入項目です.

国際宇宙大学日本卒業生奨学会 変更届

※平成 年 月 日

※奨学生番号： \_\_\_\_\_

※奨学生氏名： \_\_\_\_\_ (印)

いずれかを○で囲む.

本人： (1) 連絡先変更, (2) 改氏名

連帯保証人： (3) 連絡先変更, (4) 連帯保証人変更

保証人： (5) 連絡先変更, (6) 保証人変更

※ (本人, 連帯保証人, 保証人) 新氏名 (フリガナ) : \_\_\_\_\_ (印)

※ (本人, 連帯保証人, 保証人) 新住所 (フリガナ) : \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_

※ (本人, 連帯保証人, 保証人) 新連絡先 TEL : \_\_\_\_\_

(本人, 連帯保証人, 保証人) 新連絡先 FAX: \_\_\_\_\_ e-mail アドレス: \_\_\_\_\_

連帯保証人または保証人を変更する場合には、以下も記入下さい。(本人記入可)

※新連帯保証人または新保証人の本人との続柄 : \_\_\_\_\_

※旧連帯保証人または旧保証人の氏名 : \_\_\_\_\_

※変更の事由 (簡条書きのこと) : \_\_\_\_\_

(注) ・連帯保証人・保証人変更の際は、必ずその人の承諾を受け、各自で署名、押印をすること。

- ・連帯保証人は、奨学生本人と連帯で返還の責任を負います。連帯保証人は原則として父母、いない場合は兄弟として下さい。ただし、事情によってはこれに代わる人(おじ・おばなど)として下さい。なお配偶者はさけて下さい。
- ・保証人は、奨学生本人や連帯保証人の住所がわからなくなった時、又は奨学生本人が返還しなかったときに、奨学生本人又は連帯保証人に代わって返還する人です。
- ・保証人は連帯保証人と別生計の人とし、返還期間を考慮して高齢者は避けて下さい。また未成年者や学生を保証人とすることはできません。

以下、会記入欄

(様式4) ※は必須記入項目です.

国際宇宙大学日本卒業生奨学会 奨学金返還方法変更・猶予願

※平成 年 月 日

国際宇宙大学日本卒業生会会長 殿

[奨学生本人] ※現住所: \_\_\_\_\_

※奨学生番号: \_\_\_\_\_ 氏名: \_\_\_\_\_ (印)

[連帯保証人] ※現住所: \_\_\_\_\_

※氏名: \_\_\_\_\_ (印)

[保証人] ※現住所: \_\_\_\_\_

※氏名: \_\_\_\_\_ (印)

(いずれかを○で囲むこと) 下記のとおり奨学金 (1) 返還方法の変更・(2) 返還猶予をお願い致します.

1. (返還方法変更願の場合) 希望の返還方法

返還期間: \_\_\_\_\_ 年間 返還期日: 毎年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

返還年賦額: \_\_\_\_\_ 円 最終 \_\_\_\_\_ 円

2. (返還猶予願の場合) 希望の返還猶予期間

猶予期間: \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月から \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月まで

3. 事由 (何れの願出についても記入, 箇条書きのこと)

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

3. 返還猶予願の場合は, 願出の事由を明らかにする証明書を必ず添付すること.

添付証明書名: \_\_\_\_\_

-----  
以下, 会記入欄

(様式5) ※は必須記入項目です.

国際宇宙大学日本卒業生奨学会 奨学金返還免除願

※平成 年 月 日

国際宇宙大学日本卒業生会会長 殿

[相続人(本人との続柄 )]

※現住所: \_\_\_\_\_

※氏名: \_\_\_\_\_ ⑨ ※TEL: \_\_\_\_\_

[連帯保証人(本人との続柄 )]

※現住所: \_\_\_\_\_

※氏名: \_\_\_\_\_ ⑨ ※TEL: \_\_\_\_\_

下記のとおり奨学金の返還を免除していただきたいので、別紙証明の書類を添えてお願い致します。

1. 借用者の氏名

※奨学生番号: \_\_\_\_\_ ※奨学生の氏名: \_\_\_\_\_

2. 免除を希望する金額(次のいずれかに○をつけること)

(1) 返還未済金額の全額

(2) 返還未済金額のうち \_\_\_\_\_ 円

3. 免除願出の事由(返還することができなくなった事由)

※ \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

4. 死因(病名など)

※ \_\_\_\_\_

(注)・心身障害の場合は、相続人氏名の代わりに本人氏名とすること。

・奨学生番号はもれなく記入すること、番号が不明の場合は貸与を受けた日時を記入すること。

・添付書類は以下の通りとすること。

死亡によるときは、本人の死亡を証する戸籍抄本

心身障害によるときは、医師または歯科医師による診断書および返還不能となった事情を証する書類(家族状況書)

-----  
以下、会記入欄



(様式6) ※は必須記入項目です.

奨学金を返還することができなくなった事情を証する書類 (家族状況書)

※平成 年 月 日

[本人]

※氏名： \_\_\_\_\_ (印)

[連帯保証人 (本人との続柄 ) ]

※氏名： \_\_\_\_\_ (印)

下記のとおり相違ありません (詳細に記入のこと)

1. 返還することができなくなった事情

2. 家族構成

3. 資産状況

4. 生活状況

5. 連帯保証人の状況

上記のとおり相違ないことを認めます。 (証明者) 住所： \_\_\_\_\_

職名： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_ (印)

(注) 証明者は市区町村長・民生委員等公職にある者 (町内会長・区長・公民館長・学校長・議員等を含む) とすること。

-----  
以下、会記入欄

